

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【279】
2. 日 時：令和2年8月5日 10時00分～12時10分、
14時00分～15時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、
津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
小野安全審査専門職、服部安全審査専門職、山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築総括担当部長 他33名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮について、令和2年7月15日、7月22日及び7月27日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉建屋の地震応答計算書に関する補足説明資料】

- 周辺地盤との設置状況について、並進方向を含め側面地盤ばねを適用出来る理由を説明すること。
- 「基礎スラブ全体の平均温度としては65℃を下回ること」について、先行実績との差異も含めてわかりやすく説明すること。
- RCCVの耐震性等の耐震計算書において、温度荷重の設定の根拠となる温度分布解析をエビデンスとして明示し説明すること。
- 重大事故時の高温の影響について、外壁部とRCCV部の第1折点の τ_1 に差が生じている理由を説明すること。

【原子炉格納容器コンクリート部の耐震性についての計算書に関する補足説明資料】

- せん断力負担割合について、直交して取り付く壁のせん断力負担割合に対する影響が小さいとした根拠を補足説明資料において説明すること。

【原子炉建屋の耐震性についての計算書に関する補足説明資料】

- 大物搬入建屋について、タービン建屋による影響を考慮しない理由を説明すること。

【工事計画に係る説明資料（発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書）】

- 復水器水室の耐震評価結果について、復水器本体が地震により損傷した場合の出入口弁への影響を踏まえた評価結果も説明すること。
- 復水器水室の耐震評価で示される床応答スペクトルによる加速度について、用いた固有周期、減衰定数及びそれらの出典を説明すること。また、部材の応力算出方法及び算出過程を説明すること。

- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし